

同窓生子女奨学金制度細則

(目的)

第1条 この細則は、湘北短期大学奨学制度基本規程第2条にもとづき、次条以下を内容とする奨学制度（以下「本奨学制度」という。）について定める。なお、この細則で使用する語句の定義は、この細則で定めるものを除き、湘北短期大学奨学制度基本規程の定義と同じとする。

(本奨学制度の名称)

第2条 本奨学制度の名称は、「同窓生子女奨学金制度」とする。

(本奨学制度の目的)

第3条 本奨学制度は、本学の卒業生の子女、孫又は卒業生及び在学生の弟妹等の本学への入学を勧め、その入学を支援することを目的とする。

(本奨学制度の受給資格者)

第4条 本奨学制度の受給資格者は、本学の卒業生又は在学生の二親等以内の親族とする。
2. 本奨学制度を適用する者（以下「同窓生子女奨学生」という。）の員数は、定めない。

(本奨学制度の内容)

第5条 本奨学制度は、同窓生子女奨学生1名に対して、入学登録料の半額相当の給付を内容とする。

(選考方法)

第6条 本奨学制度の資格を得ようとする者は、本学入学後に、以下の①及び②の書類を本学に提出しなければならない。

- ①本学所定の同窓生子女奨学金申出書
- ②本学卒業生又は在学生の二親等以内の親族であることを証明する書面（住民票、健康保険証、戸籍謄本等）の写し

(選考)

第7条 学生部長は、前条により本学の卒業生又は在学生の二親等以内の親族であることが確認できた学生を、事務局長の承認を経て学長に報告する。
2. 学長は、前項により報告された学生を同窓生子女奨学生として決定する。
3. 選考委員会は、同窓生子女奨学生の選考に関与しない。

(同窓生子女奨学生)

第8条 同窓生子女奨学生には、本学入学後に入学登録料の半額相当を給付する。

2. 同窓生子女奨学生は、本学の他の奨学制度を利用すること及び日本学生支援機構の奨学生となることを妨げない。

(事務取扱)

第9条 同窓生子女奨学生に関する事務は、学生部が行う。

(定めのない事項)

第10条 この細則に定めのない事項は、湘北短期大学奨学制度基本規程による。

(改廃)

第11条 この細則の改廃は、常勤理事会の議を経て理事長が定める。

附則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。